

## 主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和5年9月分)

### ◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	3	6	3	6	1,268	1	1,287

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

### ◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和5年9月分)

#### ▶(都民の声)固定資産税の納税通知書・課税明細書の再発行はできますか。

(回答)納税通知書及び課税明細書は、再発行できません。

金融機関等でお納めいただくための納付書の再発行については、資産が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。なお、課税明細書の内容を再度確認したい場合は、資産が所在する区にある都税事務所において、課税明細書の内容が記載された名寄帳の写しを交付(閲覧)することができます(手数料は1件300円となります)。  
詳しくは、以下のURLをご覧ください。

トップページ <都税Q&A> <都税:固定資産税・都市計画税(土地・家屋)>

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/tozei/index\\_o.html#o25](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/tozei/index_o.html#o25)

#### ▶(都民の声)東京都に対してふるさと納税をすることは可能でしょうか。

また、ふるさと納税について、東京都の見解を教えてください。

(回答)ふるさと納税は、個人が、ふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして、平成20年度に創設されました。地方自治体に寄附をした場合、寄附額のうち2千円を超える額について、一定の上限まで、所得税と住民税から控除される制度となっています。しかし、ふるさと納税には様々な問題があることから、東京都は、ふるさと納税に参加しておらず、国へ制度の見直しを求めています。

そのため、東京都に対する寄附金はふるさと納税の対象外となり、住民税(特例分)の控除対象とはなりませんので、ご注意ください。なお、所得税と住民税(基本分)は控除対象となります。ふるさと納税に対する東京都の見解について、詳細は以下URLをご覧ください。

トップページ <ふるさと納税に対する東京都の見解>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/furusato/index.html>

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。